

会議録

会議の名称	第18回子どもの権利に関する条例策定委員会
開催日時	平成21年8月3日（月曜日）13時00分から14時35分まで
開催場所	203会議室
出席者	出席委員：野村委員長、猪原副委員長、安部委員、梅村委員、嶋田委員、古川委員、石田委員 欠席委員：中島委員、丸山委員、小林委員 関係部署：齋藤児童青少年課長 神谷保育課長補佐 事務局：大川部長、西東京市子育て支援課（森下課長、萩原主幹兼係長、倉本主査）
議題	(1) 子どもヒアリングについて (2) 西東京市子どもの権利に関する条例案について
会議資料の名称	(1) 子どもヒアリングまとめ (2) 西東京市子どもの権利に関する条例（議論のまとめに基づく委員長提案2） (3) 子どものけんりニュースNo.7
記録方法	全文記録 発言者の発言内容ごとの要点記録 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>野村委員長： 第18回委員会を開催する。 まず、安部委員から子どもヒアリングについての報告をお願いしたい。 安部委員：</p> <p>資料1 子どもヒアリングのまとめの説明 ヒアリングの目的は、16・17歳世代のアンケート調査の回収率が低かったことと、アンケート調査の対象にならなかった子どもたちや、特別なニーズのある子どもたちの声を広く聴いて条例策定にいかすことである。 ヒアリングの手法は、調査対象、人数、場所に応じ、子どもが話しやすい雰囲気や状況を作り、ワークショップの手法を用いて実施した。大人数の場合はポストイットへの記入を行い、少人数の場合や特別なニーズがある場合は、カセットレコーダーを用いてインタビュー方式で実施した。 ヒアリングは、平成20年11月8日、9日の「西東京市民まつり」に会場した子どもたちを対象に始め、さまざまな場所で実施し、本日午前中には、障害のある子どもたちにヒアリング調査を実施した。 一連の子どもヒアリングで明らかになったことは大きく分けて3つある。 (1) 子ども参加の場を保障することの大切さ 市民まつりにおけるヒアリングでは「子どもの意見を聴かせてください」という掲示を目にして立ち止まってくれた子どもも多く、意見を聴かれることによって社会に</p>	

役立っている実感を得ることができたようである。子どもが意見聴取に協力的であったことは、「自分の意見を聴いてほしい」「受けとめてほしい」と感じているということである。大人たちが日常的にどのように向き合い受け止めるかというしくみを条例に盛り込む必要がある。

### (2) 中高校生とどう向き合うか 大人に求められる子ども観の転換

アンケート調査の結果でもわかるとおり、相談相手は、大人（親を含め）より友だちがである。しかし、大人側も中高校生世代を外見や先入観で判断するのではなく、真剣にきちんと向き合えば、子どもも真摯に受け止める。子どもにきちんと向きあえるかどうか大人に問われているのではないか。身近な場所で子どもと大人が対話できる環境づくりと、子どもの声を聞く大人姿勢が求められる。

### (3) 特別なニーズと支援

児童養護施設にくらす子どもたちで特に中高校生世代は、他のグループに比べ、将来への不安が大きい。子ども達から奨学金や生活保護などお金のことについて相談できる場所があるといいなという声が出てきた。

日本語を母国語としない子どもたちは、日本語の力が十分でないため勉強についていけず、高校進学に不安を感じている子どもたちがいることが見て取れる。何らかの支援が必要であろう。

本日午前中に行った障害がある子どもたちのヒアリングは、子ども達は小学生世代であったが、まず、意見を聞く場があることがおもしろかったと言っていた。障害の有無に関らず意見聴取の場は必要であろう。障害がある子ども達に関しては、特別な方法が必要と感じた。条例案が出来上がった後に、具体的な項目についてどう思うか聴いていくことが必要だ。

野村委員長：

御意見・ご質問があれば伺いたい。

梅村委員：

資料1(3) 特別なニーズと支援のなかに、児童養護施設にくらす子どもたちに対し「救済機関の設計に役立てたい」とあるが継続的支援の場所は具体的にどのようなイメージのものか。

安部委員：

この部分は委員の皆さんに議論いただきたい。

経済的なことや就労のことは施設退所後に継続的に頼るところがないのが現状である。オンブズパーソン制度でカバーできないか。

嶋田委員：

オンブズパーソンの機関がコーディネートできる機能を持たせる必要がある。

野村委員長：

中学校を卒業し高校で就労する場合は、児童養護施設を出なくてはならない。自立援助ホームというものがあるが、うまく合わない場合もある。

梅村委員：

オンブズパーソンの対象年齢はどうなるのか。

野村委員長：

条例をどうするかだが、原則として18歳となる。高校生で18歳を超える場合は18歳未満と同等にする場合が多い。しかし、一方で市の青少年施策になると、20歳を超え25歳未満が概ね青少年として括られているようだ。

嶋田委員：

子ども・若者育成支援推進法だと、30歳代までを対象としている。そのあたりとの絡みはいかがか。

野村委員長：

「子どもの権利」という枠組みや保障する年齢をどうするかが問題だ。一定年齢以上の青年等は「大人の権利」を共有すべきであろう。

例えば高校生で、あなたは18歳を過ぎたからだめだというのは、調整を必要とするだろう。それ以上の子どもの権利保障となるとそんなに引っ張る必要はないだろう。相談機関の枠組みとして受け入れるかは運用の問題である。

では、次の議題「西東京市子どもの権利に関する条例案について」に移る。

資料2「西東京市子どもの権利に関する条例（議論のまとめに基づく委員長提案2）」  
説明

嶋田委員：

罰則条例はいれるのか。

野村委員長：

罰則規定は入れていない。何に対して罰則を設けるのかが問題となる。

嶋田委員：

できれば、何らかの形で強制力があつたほうがいい気がする。

野村委員長：

これに関連したことは、前回資料で示したところだが、救済の問題から出てくる市の制度改善もしくは救済機関が自己発意で制度改善を必要とするものについては、建議、勧告を行うしくみが入る。第三者機関である救済機関が市に勧告するという部分に入ることになる。

猪原副委員長：

今年の2月の段階で、西東京市子どもの権利に関する条例について5点整理されている。そのなかに、子どものための施策を検証できるようにするとあつたが、その点はいかがか。

野村委員長

救済機関のなかにその機能を持たせたが、それでいいかどうかについて議論をいただきたい。

川崎市の場合は委員会形式で行われているが、手間と労力が非常にかかる。大きな自治体ではそのようにやる意味があるが、西東京市くらいの規模では、第三者機関がその機能も行うのがいいというのが個人的な意見だ。

嶋田委員：

勧告した内容を行政側がやるかどうか心配だ。青少年問題協議会で提言をしたことがあつたが、なかなか受け入れてもらえなかったことがある。

野村委員長：

勧告してすぐ是正されるとは限らない。勧告に対して尊重義務と報告を求めるしくみを作るのがいいと思う。長い目で見て改善する必要があることと、すぐに改める必要があることを分けて勧告することだ。

猪原副委員長：

勧告または意見表明をすれば、公表することで市民の判断を仰ぐ材料提供となる。最終的に市民の判断は、きわめて強いものだ。わざわざ検証のための委員会をつくらなくても救済機関の権限で同じようなことができるのではないか。

野村委員長：

西東京市は子ども福祉審議会があり、幅広い内容を審議している点も踏まえたい。

梅村委員：

オンブズパーソン制度は、個々の子どもの困っている状況を受けて調査や調整、勧告をする役割だと思う。

子ども個人の解決と制度改善の勧告との間を埋めるのは他の自治体ではいかがか。

野村委員長：

ヨーロッパのオンブズパーソン制度は制度改善からなる。北欧型は、ほとんど制度改善である。アイスランドなどは個別救済中心である。

個別救済のなかから、普遍的な制度改善提案をするということ、日常的な活動のなかで、個別救済の申し立てがなくても、自己発意に基づく提案をするしくみを持たせている。オンブズパーソン制度に積極的な川西市は、制度改善と個別救済を行っている。

古川委員：

不登校などで家庭に問題がある場合子どもに「学校に行ける権利」はないか。体罰や虐待だけでは表せない問題がある。

野村委員長：

虐待をしている人は虐待とは言わない。躰だと思っている。体罰で押さえ込む傾向にある。

他の自治体だと「家庭での子どもの権利保障」や「学校と育ち学ぶ施設での権利保障」というように掲げているところもある。「権利」の表現をどうするか。

古川委員：

「権利」という言葉は、広く一般的に攻撃力がある言葉のようだ。

野村委員長：

その点はかなり考慮した。大事なことは「子どもの権利条約」に基づいて私たちが何をするのかということ、子どもが権利の主体だということ、それに基づいて何をするかを表現すればいいのではないか。

梅村委員：

今まで権利のカタログについては不要と思っていたが、抽象的すぎても内容がイメージできない。

猪原副委員長：

「子どもの権利条約」はほとんど世界中で批准されているが適用状況は国によって異なる。毎日の生活に追われているような国の「遊ぶ権利」や「休む権利」と、日本のように塾通いばかりでたまには休むというのでは違いがあるように思う。

安部委員：

川崎市では子どもたちの意見を聴いたときに、塾が忙しい、部活動が忙しくて集まらないというのがあった。西東京市の子どもの権利に関する意識アンケート調査のなかでも、ほっとするときにはぼーっとしているときというのがあった。これは疲れていることの裏返しであり、西東京市においても「休む権利」、「遊ぶ権利」は重要だ。ただ、細かい権利について条例に載せるかどうかは別のことだろう。

野村委員長：

川崎市子どもの権利に関する条例の場合は、子どもの権利条約に条文があることと、今の川崎市の子どもたちの現状からみて、何が大きなカテゴリーとして「権利」を想定したらよいか枠付けした。子どもたちの話を聞きながら今の子どもたちにとって大事なものについてカタログづくりをした。

安部委員：

子どもの権利条約に入っている権利のカタログは、それぞれが独立しているのではなく関連している。委員長提案で出された4つの権利「差別の禁止」「生存発達の権利」「意見表明の尊重」「最善の利益」は条約のどの部分でも大事にしなくてはならない項目だ。そこから具体的に権利を保障していくときに、子どもたちに権利の説明をすることと同時に、おとなの側がどう保障するかが重要だと思う。

もう1つ重要なことは、子どもの権利についての「学び」をどうするかということだ。対象が具体的に誰なのか、変わって欲しい人は誰なのかを念頭におき考える必要がある。

猪原副委員長：

「子どもの権利の日」についてはいかがか。

野村委員長：

11月20日が国連で子どもの権利条約が採択された日である。自治体間での交流ができるのでこの日を定めている自治体も多い。条例ができた日を定めている自治体もある。

毎年そこを目指して何かをするというのは意味があるのではないか。

梅村委員：

条例上に「権利」という言葉を使うかどうか。

野村委員長：

「権利」という言葉は使うべきだと思う。そのほかに「権利」とはどういうものがあるのかをこまごまと書くかどうか。

嶋田委員：

無用な議論を避けるために、ソフトな感じで、ただ書くべきことは書かれているのでいいと思う。

安部委員：

「子どもの育ちを支える人を支援します」という項目のなかの「相談、情報提供をします」という部分について、相談と情報提供をすることで子どもが権利を保障された状況になるのかどうか。今は、子育て支援に関してサービスがたくさんある。私自身子育て支援を受ける親として、たくさんありすぎて自分自身の力になっているのか心もとない部分がある。

野村委員長：

誰を想定して何を書くのかももう少し具体化する必要がある。

また、ここで書かれたことは、行政機関各部署の行為規範となるのと同時に、救済機関であるオンブズパーソンの活動の根拠となる。

嶋田委員：

子どもの意見を尊重するとあるが、具体的にどのように聞くのか。子ども議会などを想定しているのか。

野村委員長：

あらゆる機関を想定している。

安部委員：

子ども議会のしくみを作るのか、大人が出かけていく出前型なのか、しくみの作り方次第だ。

野村委員長：

子どもに優しいまちづくりの計画の策定という項目についてはいかがか。

森下子育て支援課長：

総合条例をつくるということからスタートしており、子育て支援計画については、条例上に根拠があったほうがいい。

野村委員長：

今日の議論を踏まえワーキンググループで案をつくり、次回の委員会にはかりまとめたい。

以上にて終了

